

市内老人福祉施設等 御中

越谷市地域共生部介護保険課長
(公 印 省 略)

入浴介助における安全確保の徹底について（通知）

日ごろより、本市の介護保険行政にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近ごろ、市内の介護保険サービスを提供する施設・事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（この通知において「老人福祉施設等」という。）における入浴時の安全管理に関し、入浴介助時及び個室設置ユニットバス利用時の事故に係る報告が相次いでいるところです。

つきましては、介護を要する者に対する入浴サービスについては常に事故の危険性が存在し、短時間であっても職員が利用者から目を離すことは、重大な事故につながる可能性が極めて高いことを改めて認識してくださるようお願いいたします。

そのうえで、老人福祉施設等の管理者及び施設長におかれましては、以下の点について改めて検証し、不十分な点があれば速やかに改善するなど、事故の未然防止に努めてください。

記

- 1 利用者の入浴中に職員による見守りが途切れることのないよう、また複数の職員による介助体制が確保されているかどうかについて、現場の職員に改めて点検及び確認させること。
- 2 老人福祉施設等ごとに入浴介助に関するマニュアルなどの策定に努め、（策定した際には）職員への周知徹底を図ること。なお、策定しない場合であっても、入浴介助に係る手順等を老人福祉施設等内で協議検討のうえ取り決め、利用者が安全に入浴することができるようにすること。
- 3 入浴機器の利用に当たっては、操作説明書を確認するとともに、安全装置の不利用及び点検漏れがないか確認し、適切な使用方法を職員に対して周知すること。
- 4 上記2及び3に加えて、新規採用職員及び経験の浅い職員に対しては、上記2で記述したマニュアル等の内容並びに突発的な事故が発生した場合の対応方法について十分に理解させるため、職員研修等の充実を図ること。
- 5 入浴に介護を要しない利用者が居室内で入浴する場合についても、入浴中の利用者の体調急変を直ちに感知できるよう、巡回等において、利用者の安否が確認できない場合には浴室まで確認することとし、かかる確認の実施をあらかじめ利用者に説明した上で、同意を得るよう努めること。

以 上

【お問い合わせ】

越谷市地域共生部介護保険課 計画担当

電 話 048-963-9305(直通)

メール kaigo@city.koshigaya.lg.jp